

時間外選定療養費の徴収について（お知らせ）

当院は二次救急医療機関及び三次救命救急センターとして、入院を必要とするような緊急性の高い患者さんを24時間体制で受け入れています。

しかし、夜間・休日の時間外外来では、緊急性の低い患者さんも受診されるため、本来の目的である重症患者さんへの迅速な対応に支障をきたしています。

このような状況を改善し、入院を必要としない緊急性の低い患者さんの時間外での受診を控えていただくために、時間外選定療養費の徴収を行います。

地域の皆様に安全で質の高い医療を提供するために、皆様のご理解をお願いいたします。

【徴収開始日】

平成29年10月1日

【徴収金額】

8,640円（税込）

診察料・文書料等とは別に、受診のつど徴収

【徴収対象時間帯】

平日	17:00～翌日8:00
第1・3・5土曜	12:00以降
第2・4土曜、日曜、祝日、 年末年始、 4月の第3土曜日（大学創立 記念日4月13日の代替日）	終日

【以下に該当する場合等は徴収対象外となります】

- ・ 受診後、そのまま入院（転院）となった場合
- ・ 当院で当日受診があり、症状増悪により時間外に受診の必要があった場合
- ・ 時間外外来受診のための紹介状をお持ちの場合
- ・ 時間外外来での点滴、処置等の予約票をお持ちの場合
- ・ 小児科に受診する場合

【時間外選定療養費に関するお問い合わせ】

時間外選定療養費の徴収についてご不明な点がございましたら、平日の時間内（9:00～16:00）に医事課までお問い合わせください。

平成29年6月
病院長